

## [事案 2024-260] 契約解除取消請求

・令和8年2月13日 裁定打切り

### <事案の概要>

重大事由により契約を解除され、給付金が支払われなかったこと等を不服として、給付金の支払いと解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年7月に睡眠時無呼吸症候群により検査入院したため、同月に代理店を通じて契約した医療保険にもとづき入院一時金を請求したところ、入院一時金が支払われた。さらに、令和6年3月に睡眠時無呼吸症候群により検査入院したため、入院一時金を請求したところ、重大事由により契約を解除され、入院一時金の支払いが拒まれるとともに、既に支払われた入院一時金の返還を求められた。しかし、以下の理由により、重大事由解除を取り消して入院一時金を支払うとともに、既に支払われた入院一時金の返還義務がないことを確認してほしい。

- (1) 契約時に複数の保険に入ってはならない旨の説明を受けておらず、むしろ代理店の募集人は複数の保険への加入を勧めた。
- (2) 自分にとって、他の保険契約と本契約を併せた給付金額は著しく過大ではない。
- (3) 保険会社は、契約前に複数の保険契約を締結した場合に合計の給付金額がいくらになれば著しく過大となるのか金額を提示すべきであり、契約時に複数契約への加入の有無につき調査すべきである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の他社の保険の加入状況を確認したところ、他社の保険契約を含めた5件の保険契約に係る入院一時金の合計額は120万円と極めて高額であることが判明し、約款上の重大事由による解除事由に該当すると判断して契約を解除した。
- (2) 代理店の募集人は、申立人に対し、本契約のほか、2社の医療保険を提案したが、それは加入済みの医療保険との比較検討を行うためであり、最終的に申立人は、自ら3社の医療保険の加入を決定した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、申立人の保険加入の状況・経緯・動機、保険料の合計額、加入当時の生活・財産状況、給付金の支払履歴および給付の妥当性、病状および入院の必要性等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、証拠調べ手続を経るほか、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、医師等の第三者への尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。